

2019年3月29日

X氏夫妻からの請求に対する調査報告書の公表

(週刊文春の関連記事に対する見解を含む)

学校法人 青山学院

内部調査委員会から調査報告書を受領しましたが、X氏夫妻及びお子様が特定されて不利益を被ることを防止するため、事実認定部分等を省略した簡略版を公表します。この調査報告書による調査結果をもって、学校法人青山学院の見解と致します。

第1 はじめに

平成30年12月27日付で、X氏夫妻の代理人弁護士から、学校法人青山学院(以下、「本学校法人」といいます。)、堀田理事長、山本院長、D氏に対し、「X氏夫妻は、その子どもを青山学院初等部に入学させたいと考え、A氏を介してB氏、D氏らを紹介され、D氏から青山学院の役職者が作成する推薦状が重要であり、青山学院の役職者らと懇親等を深めたり、高額の寄付をする必要があると言われて実行したが、これらの行為は青山学院では認められていないものであることが判明した。そこで、X氏夫妻は、堀田理事長、山本院長、D氏、青山学院に対し、接待等及び寄付した金員の賠償を請求するとともに、青山学院に対し、堀田理事長、山本院長、D氏の進退等につき有意な判断をすることを求める」という内容証明郵便が郵送された。

第2 内部調査委員会の設置

本学校法人は、X氏夫妻が指摘した事項について調査するため、内部調査委員会を設置することを決め、委員として、常務理事楯香津美弁護士、同薦田博氏、監事石原修弁護士を選任し、X氏夫妻を含む11名から事情聴取をするとともに、証拠資料を確認した。

当内部調査委員会は、日本弁護士連合会策定の第三者委員会ガイドライン(平成22年12月17日改定)で定める「第三者委員会」には該当しないが、可能な限り、上記ガイドラインに準拠して中立・公正な立場で調査を開始した。

第3 当内部調査委員会の調査結果

- 1 第一に、X氏夫妻は、本学校法人としては推薦状を受領しないにも係わらず、堀田理事長、山本院長はこれを隠して推薦状を受領したなどと主張している。

調査報告書によれば、「本学校法人の方針は、初等部では受験に当たって紹介状や推薦状は受け取らないというものである。しかし、本学校法人においては、過去において、推薦状を初等部に持参する例があったため、このような事態を防止するために院長が預かり、初等部には渡さないことにしているものであり、本件でも初等部には渡していない。このような本学校法人の方針は、初等部に推薦状が持ち込まれて混乱することを防止するという相当な目的に基づくものであるから是認しうるものである。」従って、堀田理事長及び山本院長が推薦状を受け取ることに問題はなく、X氏夫妻の批判は当たらない。

- 2 第二に、X氏夫妻は堀田理事長に対し、平成29年7月(M 県関係者を囲む会)、同年12月(M 県出身者の会)、平成30年5月(理事長再任、院長就任を祝う会)、同年7月(某を囲む会)の4回にわたり酒席を設営し、平成30年1月の大相撲の枱席を進呈したと主張している。

調査報告書によれば、平成29年7月及び平成30年7月は、一人1万円の会費制であったことが認められ、X氏夫妻との間で精算する必要はない。平成29年12月についてはA氏が飲食代金を支払っているため、X氏夫妻との間で精算する必要はない。平成30年5月についてはB氏が飲食代金を支払っているが、同氏はお祝いの会であるから精算は不要であると述べており、精算の必要はない。また、堀田理事長は、X氏夫妻ではなくA氏から枱席を進呈された事実が認められる。以上のとおり、堀田理事長がX氏夫妻から接待を受けた事実はない。

X氏夫妻は山本院長に対し、平成30年5月の酒席を設営し、平成30年1月、同年5月の2回にわたり大相撲の枱席を進呈したと主張しているが、平成30年5月については、前述のとおりB氏が飲食代金を支払っているため、精算の必要はない。また、山本院長は、X氏夫妻ではなくA氏から枱席を進呈された事実が認められる。以上のとおり、山本院長

がX氏夫妻から接待を受けた事実はない。

- 3 第三に、X氏夫妻は、本学校法人は受験前には寄付を受けることを認めていないにも関わらず、堀田理事長、山本院長はこれを隠して寄付をさせたと主張している。

調査報告書によれば、X氏夫妻は本学校法人に対し、カシオ G-SHOCK(駆伝記念バージョン)、シチズン時計(駆伝記念バージョン)等を贈呈する寄付に応じて合計300万円を寄付した事実は認められるが、X氏夫妻は、受験に当たって寄付金、入学予約金を受け取らないという本学校法人の方針を無視して、自らの判断で寄付した事実が認められ、その際、堀田理事長、山本院長がことさら本学校法人の方針を隠したことも、寄付を要請した事実も認められず、堀田理事長及び山本院長に責任は認められない。

なお、本学校法人では、寄付金を受け入れるに当たり、その寄付者が受験者の関係者であることを知ることはできなかったものであるが、寄付者であるX氏夫妻が返還を求めている以上、本学校法人はX氏夫妻に対し、カシオ G-SHOCK 50個等の返還と引き換えに寄付金300万円を返還する必要がある。また、X氏夫妻においてこれらの返還が困難な場合には、これらの価格を精算して返還すべきである。

- 4 第四に、本学校法人はD氏との間で、学校法人運営に関するアドバイス等を無報酬で委嘱しているものであるが、D氏は本学校法人の教職員でも役職者でもない委嘱先の第三者であるから、本学校法人がD氏に対し、進退等の判断をする立場にはない。

第4 学校法人青山学院の見解

- 1 本学校法人の堀田理事長及び山本院長が初等部入試に関する推薦状を受け取ったことは、初等部に推薦状が持ち込まれて混乱することを防止するという相当な目的に基づくものであり、受け取ることに問題はありません。
- 2 本学校法人の堀田理事長及び山本院長がX氏夫妻から接待を受けた事実はありません。
- 3 X氏夫妻が返還を求めている以上、本学校法人はX氏夫妻に対し、カシオ G-SHOCK 50個等の返還と引き換えに寄付金300万円を返還します。また、X氏夫妻においてこれらの返還が困難な場合には、これらの価格を精算して返還します。 以上